

令和2年 第3回農業委員会議事録

令和2年3月25日午前10時00分に第3回農業委員会を市役所2階庁議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 奥 山 良 春	2 番 長 澤 隆 士	3 番 齋 藤 吉 勝
4 番 笹 原 哲	5 番 尾 崎 正 義	6 番 伊 勢 村 孝 之
7 番 本 間 俊 悦	8 番 星 川 礼 子	9 番 菅 野 郁 夫
10 番 鈴 木 敬 次 郎	11 番 鈴 木 勲	12 番 大 崎 清 孝
13 番 武 田 春 信	14 番 後 藤 一 彦	15 番 近 藤 小 兵 衛
16 番 小 関 金 也	17 番 鈴 木 藤 光	18 番 西 塚 喜 行
19 番 星 川 敬 夫		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

16番(小 関 金 也) 18番(西 塚 喜 行) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	本間 純	事務局長補佐	塩原 和成
事務局主事	菅野 潤	事務局主事	伊藤 由貴

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 4号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 5号 令和元年度尾花沢市農作業標準賃金について

議第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 9号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和 2 年 第 3 回 農 業 委 員 会 議 事 録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 3 回通常総会を 3 月 2 5 日（水）市役所庁議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（本間事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。「礼」、尾崎会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

ご着席願います。1 6 番小関金也委員、1 8 番西塚喜行委員より欠席する旨の連絡がありました。只今の出席委員は 1 7 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（菅野会長）

皆さん、おはようございます。年度末の忙しい中、通常総会へ出席いただき誠にありがとうございます。日も長くなり、委員各位におかれましては、まだ農作業には取り掛かってはいないと思われませんが、雪も無く穏やかに過ごしのこととお見受けされます。この冬は雪も少なく、今年の農業はどうなるのだろうと心配ばかりでありましたが、ここに来て、コロナウイルスの関係で夏の西瓜はどうなるのだろうと心配の声聞こえてまいりました。6 月、7 月までに終息してくれば、心配の声も無くなると思われませんが、今年は年初から心配することばかり続いております。これから農作業が始まりますが、しっかりと取り組んで、様々なことに対応していかなければなりません。コロナウイルスが終息することを願い、また夏場の天気が良く、特産の西瓜の出荷状況が安定することを期待して、コツコツと農業を営みたいと思っております。農業委員会においても今年は改選等忙しくなると思われます。どうか皆様のご協力をいただきまして、農業委員会運営を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。本日の総会につきまして慎重審議よろしくをお願いいたします。

(本間事務局長)

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、これより令和2年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めてまいります。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、17番 鈴木藤光 委員、19番 星川敬夫 委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いただきます。事務局長。

(本間事務局長)

それでは、次第裏面をご覧ください。3月の事務処理報告をさせていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め事務処理報告については、以上といたします。

(事務局 塩原事務局長補佐)

申し訳ございません。議案の上程を前にしまして、事務局よりお詫びと訂正のお願いを申し上げます。先に皆様に配布しております総会議案書の表紙でございます。報第5号賃

借料情報の提供についてと記載がありますが、正しくは報第5号令和2年度尾花沢市農業標準賃金についての報告となっておりますので、こちらの訂正をお願いいたします。これにつきまして、お詫びしまして訂正させていただきます。

(議長)

次に議事に入ります。まず、始めに報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。

議案書1ページをご覧ください。案件は3件であり、全て貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は、中間管理機構へ貸付予定、No.2は自作予定、No.3は同人へ売買予定で、今月集積計画がなされております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第4号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。
次に、報第5号「令和元年度尾花沢市農作業標準賃金について」を上程いたします。
事務局の報告を求めます。塩原補佐。

(事務局 塩原事務局長補佐)

それでは私より、報第5号「令和元年度尾花沢市農作業標準賃金について」ご報告させていただきます。議案書は2ページ、3ページになります。

3月18日に 令和元年度尾花沢市農作業標準賃金策定協議会が開催されたところであります。農業委員会からは菅野会長、尾崎職務代理、鈴木農政専門委員長にご出席いただき、また、農作業受託農家代表、農作業委託農家代表、また関係機関の方々を委員として委嘱しまして、農作業標準賃金についてご協議いただき、決定された内容となっております。3ページの内容をご覧ください。

(賃金表により内容を説明)

基礎となった燃料代は前年より下落傾向、電気代は上昇傾向となっておりますが、増額となった理由としては消費税増税が影響しているものと思われれます。

内容ご承認いただければ、4月1日市報に合わせて、全戸配布を行う予定であります。
よろしく願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(2番 長澤委員)

2番長澤です。乾燥の摘要欄に袋代別途とありますが、糶すり調整の誤りではありませんか。

(事務局 塩原補佐)

申し訳ございません。確かに摘要欄の記載誤りであります。乾燥の摘要欄は空欄としま

して、粗すり調整の摘要欄に袋代別途と記されるものであります。大変申し訳ございません。

(7番 本間委員)

7番本間です。畦塗りの料金について、宮城県では50円で行われており、この辺りでは50円から70円位が妥当ではないかと思っておりましたが、100円と去年と据置となっており、下げたほうが良いのではないかと感じたところです。機械の高速化も進んでおり100円は高いのではないかと思います。

(事務局 塩原補佐)

あくまで標準賃金として定めさせていただいたところです。使用する機械等により金額も変わってくるものと考えますが、この度は前年より据え置いたところであります。実際に委託される際は、個々のお話し合いにより使用する機械等の状況を踏まえて金額を設定していただければと思っております。この度は協議をいただいて100円ということで採用されたところでもありますので、よろしく願いいたします。

(本間事務局長)

標準賃金を設定するにあたりまして、議案書には作業内容しか書かれておりませんが、策定協議会において審査するにあたりまして、機械の馬力等、色々な機種を選定があり、中には現状に馴染まないのではないかとのご指摘もあったところがございます。これにつきましては隣接市町の状況もお聞きしながら、改めて令和3年度に向けて機械の内容など、大規模化、高速化等作業効率も変わってきている状況も踏まえて、調査させていただくと策定協議会でご了承を得たところがございますので、今回の内容にて令和2年度の標準賃金としお示しさせていただきたく、よろしく願いいたします。

(13番 武田委員)

13番武田です。以前にも質問させていただきましたが色彩選別機であります。既に個人で持たれている方もいらっしゃいますが、カントリーで使用できるようです。個人対応ではなく、カントリーを利用される方が使用できるとのことです。カメムシの発生を受けて使用される方も多いので、色選を標準賃金に入れて、単価を決めていかないとい

けないのではないかと考えます。

(事務局 塩原補佐)

確かに色選の関係につきましてはお話が聞こえてきているところでもあります。こちらにつきましては他市町の状況も見まして、今後の検討課題とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(議長)

その他、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第5号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。ここで審議に入る前に農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により8番 星川礼子委員の退席を求めます。

(8番 星川(礼)委員退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は議案書 4 ページから 6 ページに記載しております。

はじめに所有権移転についてご説明いたします。案件は 4 件です。No. 1、No. 2、No. 3、の渡し人はその他贈与。受人は贈与受。No. 4 の渡し人は耕作不便のため。受人は経営規模拡大のための所有権移転です。No. 1 から No. 4 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続きまして賃貸借権の設定についてご説明いたします。5 ページをご覧ください。案件は 7 件です。No. 1、No. 5、No. 7 の貸し人は高齢化による経営縮小。No. 2 は相手方の要望のため。No. 3、No. 4 は労力不足。No. 6 は農業廃止のためとなっております。借り人はすべて経営規模拡大のための貸借であります。No. 1 から No. 7 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続きまして使用貸借権の設定についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。案件は 2 件です。No. 1、No. 2 とともに貸し人は相手方の要望。借り人は経営規模拡大のための貸借となっております。こちらにつきましても農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようですので、終結いたします。これより議第 8 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

8番 星川礼子委員の復席を求めます。

(8番 星川(礼)委員復席)

(議長)

次に、議第9号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで審議に入る前に農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により議長を尾崎正義会長職務代理者と交代いたします。

(議長席に尾崎職務代理)

(議長 尾崎職務代理)

それでは議長を交代いたしました。スムーズな議事運営にご協力ください。着席させていただきます。それでは、議第9号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで審議に入る前に農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により1番奥山良春委員、3番 齋藤吉勝委員、4番 笹原哲委員、6番 伊勢村孝之委員、9番 菅野郁夫委員の退席を求めます。

(1番 奥山委員、3番 齋藤委員、4番 笹原委員、6番
伊勢村委員、9番 菅野委員退席)

(議長 尾崎職務代理)

それでは、事務局の説明を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第9号「尾花沢市農用地利用集積計画」について説明に入らせていただきます。議案書7ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。

上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が 1,373a になり、うち再設定が 430a になります。転貸は 790a、所有権移転が 636a になり、計画面積合計は 2,800a となっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が 1,215a、うち再設定が 411a、畑が 158a、うち再設定が 19a となります。転貸は、田が 783a、畑が 6a、所有権移転は田が 294a、畑が 342a となり、合計しますと田が 2,293a、畑が 507a になります。

続いて、対象人数になります。賃貸借権は、出し手 23 名、うち再設定 9 名、受け手 22 名、うち再設定が 8 名になります。転貸は、出し手 10 名、受け手 5 名、所有権移転は、出し手 11 名、受け手 10 名になります。合計しますと、出し手が 44 名、受け手が 37 名になります。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権は、3 年から 5 年が 13 件で 771a、6 年から 9 年が 3 件で 205a、10 年以上 8 件で 396a となっております。転貸は、3 年から 5 年が 1 件で 34a、6 年から 9 年が 1 件で 67a、10 年以上が 9 件で 687a となります。合計しますと、3 年から 5 年が 14 件で 806a、6 年から 9 年が 4 件で 272a、10 年以上が 17 件で 1,084a となります。

次に隣に移りまして、10a 当たり借賃・対価になります。賃貸借権は、田の物納が 29kg から 169kg、現金が 4 千円から 1 万 6 千円、畑は、現金で 5 千円から 1 万円となります。転貸は、田の物納が 51kg から 89kg、現金が 0 円から 1 万 5 千円、畑は、現金で 3 千円となります。所有権移転は、田が 10 万 6 千円から 100 万円、畑が 5 万 1 千円から 36 万 7 千円となります。

それではページ移りまして、8 ページからは個別状況になります。8 ページ No.1 から 9 ページ No.15 までは新規の設定になり、No.16 から 10 ページ No.30 までが再設定になります。11 ページ No.31 から No.38 までは中間管理事業の転貸となっております。

ページ移りまして、12 ページからは所有権移転となり、12 件あります。受け手は全て認定農業者となっております。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長 尾崎職務代理)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長 尾崎職務代理)

ご質疑もないようですので、終結いたします。これより議第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長 尾崎職務代理)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

1番 奥山良春委員、3番 齋藤吉勝委員、4番 笹原哲委員、6番 伊勢村孝之委員、9番 菅野郁夫委員、復席してください。

(1番 奥山委員、3番 齋藤委員、4番 笹原委員、6番
伊勢村委員、9番 菅野委員復席)

(議長 尾崎職務代理)

それでは、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(議長席に菅野会長)

(議長)

それでは、以上で今通常総会に附議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時45分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年3月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名員 _____

議事録署名員 _____